

『自由論』における言論の自由擁護論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-06-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 米原, 優 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00010288

『自由論』における言論の自由擁護論¹

J. S. Mill's Argument in Favour of Freedom of Thought and Discussion

米 原 優

Masaru YONEHARA

（平成 28 年 10 月 3 日受理）

Abstract

In *On liberty*, John Stuart Mill asserts that both freedom of thought and discussion and freedom of action can generally be defended on the same grounds. However, some critics point out that he actually argues for freedom of thought and discussion on different grounds from those on which freedom of action is generally defended. This paper claims that Mill believes that both freedoms are needed—as without them, people cannot pursue and attain their purpose—and that therefore, as opposed to some critics' view, he argues for them on the same grounds.

はじめに

別稿で論じたように、ジョン・スチュアート・ミルの著作『自由論』第三章の主題は「自分の性格に合うように自分の人生計画を描く自由」であり、そうした自由をすべての人に保障すべきであるというのが、同章で提示される彼の主張である（米原 2016, 107頁）。この場合の性格とは、個人が追求する諸目的のことであり、ミルによれば、人間の行為はすべて、こうした目的を達成するために行われるものである。そして、自分の性格に合うように自分の人生計画を描く自由とは、そうした様々な行為を行う自由を指しており、このような自由を保障することは、多くの行為を禁止の対象とはせずに、個人の行為を最大限許容するということである（同, 第一節）。

自分の思想（意見）を持つということや、それを表明するという意味での言論も、このような行為に含まれるものと言える。しかし、ミルはそうした思想の自由や言論の自由を、『自由論』の第二章で扱い、それに独立した一章を割いている（以後、これら思想の自由と言論の自由を併せて「言論の自由」と呼ぶ²）。このようなかたちで、行為全般の自由を実質的に意味する「自分の性格に合うように自分の人生計画を描く自由」が扱われる第三章よりも前に、そ

社会科教育系列

¹ 本論文は2008年度に東北大学に提出した筆者の博士論文「功利主義と人権——ミルにおける功利主義的権利論の検討——」の第五章「意見表明の自由と個人の目的」に大幅な修正を施したものである。

² ただし、ミルが『自由論』第二章で扱う活動は、現代の論者が「言論の自由」と言う場合の「言論」のごく一部である。この点には本稿の結論で改めて言及する。

うした自由の一部である言論の自由を扱う理由について、彼は同書第一章で次のように述べている。

さて、これから本論に入るわけだが、最初からすぐに一般的な命題を論じるのではなく、まずはその一つの分野に限定して話を進めたい。その分野では、以上で述べてきた原理〔すなわち、危害原理〕が、十分にではないにせよ、ある程度、現在の世論によって是認されているからだ。

その分野とは思想の自由である。そして、それとは切り離せない同種のものとして、言論および出版の自由がある。

これらの諸自由は、宗教的な寛容と自由な制度があることを公言するすべての国において、その国のその政治道徳のほとんど本体をなす。ところが、そうした自由の支えとなる理論的な根拠や現実的な根拠はいずれも、不思議なぐらい一般には知られていないし、オピニオン・リーダーたちのあいだでさえ、よくわかっている人は少ない。これらの根拠を正しく理解したならば、それは思想の自由にとどまらず、さらに広い分野に適用できるのだ。そこでまず思想の自由を徹底的に考察することが、自由の問題全体をとらえる上で最良の導入になるのである。(Mill 1859, 227/39-40頁、〔 〕は筆者の補足)

引用文中の「さらに広い分野」とは、同書の第三章で扱われる行為全般の自由のことである。また、ミルによれば、「言論の自由をすべての人に保障すべきである」という主張（以下〈言論の自由擁護〉と略記）は、すでに多くの人々に受け入れられている。その上で、このように広く受容されている主張の根拠を先に明らかにしておけば、それは行為全般の自由を論じる上での最良の導入になるということが、先に言論の自由を論じる理由であると言われている。

さらに、〈言論の自由擁護〉の根拠は、第三章で提示される「行為全般の自由をすべての人に保障すべきである」という主張（以下〈行為全般の自由擁護〉と略記）の根拠として適用できるものであるとも言われている。つまり、ミルの議論において、〈言論の自由擁護〉の根拠と〈行為全般の自由擁護〉の根拠は同じものと考えられている。

しかし、このミルの発言に反し、〈言論の自由擁護〉は〈行為全般の自由擁護〉とは別の根拠に基づく主張なのではないかという疑いを提示する論者がいる。スコラプスキはその一人である³。彼は次のように述べている。

しかし、実際のところ、彼〔=ミル〕は言論の自由が行為全般の自由以上に強い擁護に値するものであると考えているように思われる。さらに、彼は言論の自由を別の根拠に基づいて擁護している。(Skorupski 2006, 56、〔 〕は筆者の補足)

スコラプスキによれば、〈行為全般の自由擁護〉は「行為全般の自由は個人の権利である」という根拠に基づいて提示される (ibid., 57; cf. Skorupski 1989, 375)。一方、〈言論の自由擁護〉の根拠は、「討議 (dialogue) の社会的重要性」に関わるものである (Skorupski 2006, 56-57)。

³ レヴィ (Levi 1959) やリクトマン (Lichtman 1963) も同様の指摘をしている。ただし、『自由論』第三章に与える解釈に関し、筆者とこの二人の間には大きな見解の相違がある。両者の見解の紹介やそれに対する異論として、山下 1976, 87-89頁、平尾 1992, 第五章を参照。

この場合の「討議」とは何であり、そして、それがなぜ「社会的重要性」を持つのかについては、次のように論じられる。

討議、すなわち、制約を課されることのない真理探究のための議論は、自由な思想の社会的表出に他ならない。人間の可謬性、そして、自由な思想が被る歪曲や操作を前提とするならば、自分の信念への継続的で理性的な正当化を我々に与えるのは、それを自由な議論に継続的かつ完全にさらすということのみである。社会によって保持される真理や市民が持つ私心のない理性的な心的性質は公共善である。(ibid., 57)

つまり、〈言論の自由擁護〉は、「討議が行われることで、人々は真理や望ましい心的性質を保持するようになる」という根拠に基づく主張である。以上のように、スコラプスキによれば、〈言論の自由擁護〉と〈行為全般の自由擁護〉は別の根拠に基づいて提示されており、ミルは自身の発言とは異なったやり方で議論を展開しているということになる。

しかし、別稿で論じたように、〈行為全般の自由擁護〉が人間の目的追求を基本的に肯定するというミルの姿勢に基づいているということを踏まえれば(米原 2016, 結論)、そうした見方は誤りと言うことができる。なぜなら、〈言論の自由擁護〉も、こうしたミルの姿勢に基づいた主張と解されるからである。そして、そう言える論拠を明らかにするのが、本稿の目的である。

構成は以下の通りである。まず、次節で「言論の自由が保障されず、ある人の意見表明が封じられると、人々は真理を知ることが不可能になる」ということを根拠に、ミルが言論の自由を擁護しているということを指摘する。その上で、人が自分の目的を達成するには、そうした真理の認識が必要になるとも論じる。続く第二節では、「言論の自由が保障されず、議論が行われなくなると、人々は自分の意見の理由を提示する習慣を失う」ということも、ミルによる言論の自由擁護論の根拠の一つであると論じる。その上で、そうした理由を提示する能力も、個人が自分の目的を達成する上で必要なものであるということも明らかにする。また、第三節では、こうした言論の自由擁護論のさらなる根拠として、「言論の自由が保障されず、議論が行われなくなると、意見の意味が失われる」というミルの認識があるということも指摘する。その上で、個人が自分の持つ意見の意味を知らないまま、そうした意見を持つということは、本人の目的追求に悪影響を及ぼす事柄であると論じる。最後に結論で、行為全般の自由の擁護と同様、人間の目的追求を基本的に肯定するというミルの姿勢が、彼の言論の自由擁護論の根拠にあると指摘する。また、そうした自由擁護論にどのような意義があるのかについても述べる。

第一節 真理の必要性

ミルは『自由論』第二章の中で、〈言論の自由擁護〉の根拠を四つ提示する。そのうちの第一の根拠では「真理」に、第二の根拠では「半真理」とも言われるものに言及される。それら二つの根拠の説明を以下で引用する。

第一に、発表を封じられている意見は、もしかすると正しい意見であるかもしれない。そのことを否定するのは、自分は絶対に間違わないと仮定することなのだ。

第二に、発表を封じられている意見は、やはり間違った意見であっても、一部分の真理を含んでいるかもしれない。また、じっさい含んでいるのが通常である。どのようなテーマについても、一般に流布している意見が真理の全体であることはめったに、というか、けっしてないのであるから、真理の残りの部分は、対立する意見がぶつかり合う場合のみ、得られる可能性がある。(Mill 1859, 258/128-129頁)

このように、第一の根拠の提示において、発表を封じられている意見は、正しい意見（真理）と想定され、一方、第二の根拠において、それは「一部分の真理」を含む意見と考えられている。スカールによれば、ある意見が一部分の真理を含むとは、「我々が表明する意見は、一般的に複数の命題の複合体であり、そのうちのいくつかの命題は真であり、その他の命題は誤りである」ということを意味する (Sccare 2007, 54)。そして、このような意見は「半真理」とも呼ばれる (Mill 1859, 254/118頁)。

以上の想定の下で、言論の自由をすべての人に保障せず、誰かの意見表明を封じるということは、明らかな問題と言える。というのも、その人の意見表明が不可能になることで、他の人々は真理を聞くことができなくなり、それによって、自分たちの間違いを修正することもできなくなるからである。つまり、『自由論』第二章で使われる表現を用いれば、誰かの意見表明を封じることで、「ひとびとは間違いを改めるチャンスを奪われたことになる」(ibid., 229/46頁)。

つまり、この第一および第二の根拠においては、「言論の自由が保障されず、ある人の意見表明が封じられると、人々は真理を知ることが不可能になる」というミルの認識が表明されている。また、ブリンクも指摘するように、これら二つの根拠の提示において、言論の自由は「それ自体として価値があるものではなく、(内在的に、あるいは外在的に) 価値のあるものとミルが想定する別の何か、つまり、真なる信念を産み出す、最も信頼のおける手段として価値があるもの」とみなされてもいる (Brink 2014, ch. 3, sec. 3.1)。

では、間違いではなく真理の保持が望ましいと言える理由は何だろうか。これに関し、注目すべきは、ただ単に真理を認識することではなく、それに基づいて行為するということの重要性をミルが強調しているということである。

そうしたミルの考えは、『自由論』と同時期に書かれた「自然」⁴という論文での発言にもっともよく表れている。この論文で問題視されるのは、「自然に従うべきである」という主張である。しかし、倫理上の規範としてではなく、「思慮 (prudence) の規則」(「ある目的を達成するには、この行為をすべきである」という規則)として主張されるのならば、それは正当であるとも考えられている。そうした見方は次の引用箇所において表明されている。

諸事物の特性に関する知識を獲得するということや、その知識を手引きとして用いるというとは、目的のための手段を得るための、すなわち、それがいかなる類のものであろうとも、我々の意志や意図を実現するための思慮の規則である。(Mill 1874, 380)

⁴ 本論文はミルの死後『宗教三論』として出版された諸論文の一つであり、1850年から58年の間に執筆されたものである (Mill 1874, 371)。

引用文中の「諸事物」とは「諸現象の総体」(ibid, 374) という意味での自然であり、この場合の知識とは自然界での事実に関する知識である。また、『自由論』第二章では、知識を獲得するとは、真理を認識するのみならず、その根拠も理解することを指すと論じられており (Mill 1859, 244/88頁)、ここでの「知識を獲得すること」が意味するのも同様の事柄である。

そして、この場合の自然に従うべきであるという主張は、「自身の目的を達成するためには、事実に関する知識を獲得する必要がある、このような知識に基づく行為が思慮の規則に合致した行為である」という主張を指すと解される。たとえば、自身の健康という目的を達成するために、それを摂取すれば自分を健康にするものは何かということに関する知識を得て、そうしたものを多く取り入れた食事をするというのが、この主張に従って行為するということである。

このように「自然」においては、知識に基づいて行為することの重要性が説かれている。一方、『自由論』第二章では、知識のみならず真理全般が、それに従って行為することにより自己の目的の達成を可能にするものと論じられている。そうした主張が典型的に表れている箇所として、まず次の発言が挙げられる。

自分の意見に反駁・反証する自由を完全に認めてあげることこそ、自分の意見が、自分の行動の指針として正しいといえるための絶対的な条件なのである。全知全能でない人間は、これ以外のことから、自分が正しいといえる合理的な保証を得ることができない。(ibid., 231/52頁)

この場合の「行動の指針」とは、自分の目的を達成するための指針であろう。また、別の箇所では次のようにも言われている。

他人の意見と対照して、自分の意見の間違いを正し、足りない部分を補う。これを習慣として定着させよう。そうすると、意見を実行に移すときも、疑念やためらいが生じない。それどころか、この習慣こそが意見の正当な信頼性を保証する、唯一の安定した基盤なのである。(ibid., 232/54頁)

つまり、ミルに従えば、真理の認識は、それを表明する人に沈黙が強制されず、その意見を聞くことで自身の意見を修正する可能性が、皆に開かれている状況においてのみ可能なことである。さらには、人々が自己の意見に従って行為することで、自分の目的の達成が可能となるのも、このような状況においてのみである。

以上のような考えは、ミルに特有のものではない。たとえば、ハイエクは自身の自由擁護論について、次のように述べる⁵。

いまこの〔「自由な文明の創造力」と題された〕章の主な論点をすぐに理解できる点まで到達した。というのは、個人的自由を擁護するのは、我々の目的と福利の成就を支配する非常に多数の要素について、われわれがいずれもみな無知を免れがたいことを認める点に

⁵ ハイエク自身はこの種の自由擁護論がミルの他、ミルトンやロック、ウォルター・バジヨットによって採用されていると論じている (Hayak 1960, 30)。

あるからである。…われわれが自由を望むのは、目的の多くを達成する機会を自由に期待することを学んできたからである。すべての個人が持つ知識はきわめて乏しいし、またわれわれのうちで誰が最善の知識を持っているかを知っていることが稀だからこそ、われわれが望んでいるものに気づいたときそれを出現させる、多数の独立した競争的努力を信頼しているのである。(Hayek 1960, 29/46頁、〔 〕は筆者の補足)

このような自由擁護論では、自己の目的を達成する上で必要とされる知識を人々は不十分な程度にしか持ち合わせておらず、そうすると、自分の目的を達成するには、他者によって獲得された知識を利用しなければならないということが強調される。さらには、他者の知識の利用は、言論の自由がすべての人に保障されることで、誰もが自分の獲得した知識を何らかの手段で表明でき、それを他の人々が見聞きできるような状況でなければ不可能であるとも論じられる。

以上で見たように、ミルが『自由論』第二章で提示する〈言論の自由擁護〉の第一および第二の根拠では、人々が真理を認識することの重要性が強調される。また、それが重要と言えるのは、その認識により、人は自分の目的を達成できるようになるからである。こうしたかたちで真理というものに依拠した自由擁護論から、人間の目的追求を基本的に肯定するというミルの姿勢を読み取るのは容易なことであろう。

第二節 自身の意見を擁護する能力の必要性

しかし、ミルは〈言論の自由擁護〉の根拠として、ハイエクも採用する根拠とは、別の根拠も提示している。『自由論』第二章でミル自身が挙げる四つの根拠のうち、第三と第四の根拠がそれに当たる。これら二つの根拠の提示において、表明を封じられる意見は、完全な間違いであると想定されている (Mill 1958, 258/129頁)。しかし、ミルによれば、その場合においても、真理に異を唱える人への沈黙の強制は、この真理に関する議論が行われなくなることにより、人々がそれを望ましくない仕方で保持するという帰結をもたらしてしまう。

これら第三と第四の根拠のうち、本節では第三の根拠の検討を行う。この根拠の提示に当たって問題視されるのは、人々が真理の「合理的な根拠」を理解しなくなるという事態である。このことに関し、ミルは次のように述べている。

第三に、世間で受けいられている意見が真理であり、しかも真理の全体であるとしても、熱心で活発な論争がなされない状態が続くと、またじっさいに論争がなされない状態が続くと、ほとんどの人にとってその意見は偏見と変わらないものとなる。それ自身の合理的な根拠がほとんど理解されず、実感もされなくなるからだ。(ibid.)

ミルによれば、真理を認識するだけでなく、その根拠も理解することが「真理を知ること」、すなわち、知識を獲得するということである (ibid., 244/88頁)。そして、第三の根拠の提示において問題視されるのは、ある真理に異を唱える人に沈黙が強制され、それに関する議論が行われなくなることで、人々がその意見の根拠を理解しなくなるということである。

このように、真理の認識にとどまらず、知識の獲得の必要性も強調される理由は何であろうか。この点に関して注目すべきは、知識の獲得それ自体よりもむしろ、自分が支持する真理の根拠を批判者へと提示することで、それを擁護できるようになるということの方を、ミルは重

視しているということである。また、彼がそちらを重視していると言えるのは、第三の根拠を提示する際に、「自分たちが正しいと思っている意見を、人が何も疑わずに賛成してくれるのはけっこうなことだと考えるひとびと」や、「正しさの根拠などわからなくても、また、ごく上っ面の反論にすら答えられなくても、とにかく多数意見に賛成してくれればそれで十分」と考える人々が念頭に置かれているからである (ibid./87頁)。そして、このような人々に対しては、「ひとびとが何を信じるにせよ、それをきちんと正しく信じることが一番大切である。そのためには少なくとも普通の反対意見にたいして、きちんと自己弁護できなければならない」と言われる (ibid.)。以上のように、第三の論拠の提示に当たって想定される人々と、そういう人々に対するミルの発言から察するに、この論拠において重視されているのは、議論が行われることにより、人々が自身の意見を擁護できるようになるということであると言える。

そうした議論に参加する人々は、当然自身の意見の擁護を試みるであろうし、このような試みを繰り返すことで、実際にそうすることができるようになるという見方も一定の説得力を持つものと言える。しかし、人々が自身の意見を擁護できるようになるということがなぜ望ましいのかは、依然として問題である。

特に問題とすべきは、第三の根拠は、第一や第二の根拠とは異なり、個人が自分の目的を達成することとの関連が存在しないように見えるということである。というのも、自身の目的を達成するには、真理を認識し、それに従って行為すれば十分であり、その真理を批判者から擁護できるようになる必要もあればまでは言えないからである。たとえば、「ビフィズス菌は健康によい」という真理を認識し、それを含むものを摂取するということは、健康という目的を達成する上で必要と言える。しかし、この目的の達成のために、ビフィズス菌は健康によいと言える理由を知り、さらには「ビフィズス菌は健康によくない」と主張する人を論駁できるようになる必要はないだろう。

しかし、実現不可能な目的や（その追求において人間特有の諸能力の行使を伴わない）低俗な目的を追求していると他者によって評価される人が、その嫌悪の対象になるという事態の発生を考慮すれば、自分の意見を批判者から擁護する能力も自身の目的を達成する上で必要なものということになるだろう。別稿で論じたように、ミルはそうした事態の存在を認識している。さらに、このようなかたちで嫌悪の対象となる人に、その人とのつきあいを避けるなど、当人に苦痛をもたらすペナルティを科すのは許容されるとも論じている (米原 2009, 第二節)。つまり、ある人が多くの人によって嫌悪され、ペナルティを科されるという事態の発生を彼は想定していたと言える。

こうしたペナルティは人の目的追求を困難にするものであろう。特に、誰かの目的が他者の助力なしでは達成できないものである場合に、その人が多くの人々からつきあいを避けられるということは致命的である。そして、そうした状況にある人にとって、自分の意見の根拠を提示する能力は、自分の目的を追求し、それを達成するために欠かすことのできないものと言える。そう言える理由は次の通りである。まず、このような状況にある人が、自己の目的を追求し、それを達成するには、他の人々の嫌悪を除去し、その人にペナルティを科すということをやめさせなければならない。そのためには、自分が追求しているのは、(実現可能という意味で) 賢明な目的であるということや、(その追求において、人間特有の諸能力の行使を伴う) 高貴な目的であるということを他者に認めてもらう必要がある。つまり、このような人は「自分の目的は賢明 (高貴) である」と言える理由を、他の人に提示しない限り、自身の目的を

求し、それを達成するのは不可能であると言えるだろう。

また、自分の目的を追求する上で、それが賢明ないし高貴と言える理由を他者に説明できるようになっておくということは、他の人の嫌悪の対象には今のところなっていない人にとって必要なことである。というのも、何らかの原因で、多くの人がある人の目的を実現不可能(ないし低俗)と評価するようになるという事態は、今後起こりうるからである。それゆえ、このような事態の発生を防ぐには、自分の目的を実現不可能とか低俗と評する人が現れた場合に、そうではないと言える理由を提示し、それが誤解であると認めてもらう必要があるだろう。

そして、ミルが提示する第三の根拠は「自分の目的が高貴(賢明)であると言える理由を、他者に提示できるようになるには、議論に参加し、自身の意見の根拠を説明することで、他者を納得させるという経験を積むことが必要になる」という彼の認識に基づくものと考えられる。つまり、この根拠の提示から「人々は議論への参加を通して、自己の目的を追求・達成する上で必要な能力を獲得できる」というミルの考えを読み取ることができる。そうすると、この自由擁護論からも人間の目的追求を基本的に肯定するという彼の態度を見て取ることができる。

第三節 真理に従った行為が行われなくなるということの弊害

最後に〈言論の自由擁護〉の第四の根拠では、意見の意味の無理解という事態が問題視される。そこでは次のように言われている。

第四に、これも同じく自由な議論がなされない場合、自分の主義の意味さえ分からなくなったり、ぼやけてしまう危険性がある。すると、それが人間の性格や行動に与えるはずの重要な効果さえ失われてしまう。信条は単なる標語に過ぎなくなる。それは人間を育てるところか、人間の成長を妨げる。理性や個人的経験から、本当の、心からの確信が育つのを妨げるのである。(Mill 1859, 258/129頁)

ここでは、ある真理に反対する人に沈黙が強制され、この意見に関する議論が行われなくなることで、意見の意味の無理解や、性格や行動に与えるはずの重要な効果が失われるという事態が起こると論じられている。

こうした主張に関し、問題とすべきは、意見の意味の無理解とか、性格や行動への重要な効果の喪失という事態は、具体的に何を指しているのかということである。まず、このうちの意見の意味の無理解については、次のように説明される。

意見として述べられた言葉は、思想をしめすものでなくなる。あるいは、本来伝えられるはずであった思想の、ごく一部分しか示さなくなる。鮮明な概念や生き生きとした信条ではなく、機械的に暗記したフレーズとして、いくつか記憶に残っているにすぎない。意味が多少残っていたとしても、それは元の意味の抜け殻にすぎず、大事なエッセンスは失われている。(ibid., 247/97頁)

ここで述べられているのは、たとえば、ビフィズス菌とは何なのかを理解することなく、「ビフィズス菌は健康にいい」という命題の字句のみを記憶しているというようなことである。つまり、意見の意味の無理解とは、その意見で使われる言葉の意味が理解されずに、その字句の

みが記憶されるという事態を指している。

そうした事態と共に問題視される性格や行動への重要な効果の喪失とは何か。この場合の行動への影響に関しては、「それ〔＝意見の意味の無理解という事態〕は、ほとんどすべての道徳的な教義と宗教的な教義が実際に経験した流れを見れば、よく分かる」と言われた後に (ibid., []) は筆者の補足)、次のように論じられている。

あらゆる教派の指導者たちが嘆いているのをよく耳にする。信者たちは教えの正しさを言葉としては理解するが、それを生きた形で受け止め、心の中に保つことはなかなかできない。教えが真理を感情の中にも浸透し、その人のふるまいまで支配するようになるのはむずかしい、と言うのである。

信仰がまだ生き残りをかけて闘っていた時代には、そういうむずかしさが嘆かれることはなかった。(ibid.)

ここで問題視されているのは、人々が自分の頭の中にはある意見に従って行為しなくなるという事態であり、行動への重要な効果が失われるとは、そういう事態を意味すると言える。

では、こういった事態が問題視され、逆に、意見に従って行動することが重視されるのはなぜか。その理由を以下で明らかにしていく。まず、上の引用箇所では、宗教や道徳に関わる真理（正しい教え）が事例としてあげられている。また、ミルは「道徳」という言葉を「義務に関する知識」を意味するものとして用いており (cf. Mill 1843, 943)、おそらくは、ここで言及される「宗教」に関わる意見も宗教的な義務に関わるものであろう。つまり、この場合の意見とは「～が我々の（道徳的・宗教的）義務である」というような意見である。

別稿で論じたように、この義務に関するミル自身の主張によれば、何が義務であるのかは危害原理によって定められるべき事柄であり、そうすると、義務と考えられるのは、他者への危害を防止するために必要な行為となる（米原 2015, はじめに）。そして、こうした見方に従えば、何が義務なのかを述べた道徳や宗教における真理とは、そこで言われる義務が危害原理によって義務と定められるものと合致しているということの意味する。それゆえ、義務に関わる事柄において、人々が真理に従って行動するということが、他者への危害の発生を防ぐという観点から必要なことであるし、人がそうしないということは問題とすべき事態になるだろう。

ところが、第四の論拠においては、真理の行動への効果だけでなく、性格への効果の喪失も問題視されている。そして、この性格とはある人が追求する諸目的を指す（米原2016, 第一節）。それゆえ、ある意見の性格や行為への重要な効果の喪失が問題視されるとき、その意見は何らかのかたちで各人の目的に関わる意見と考えられる。だが、先に言及した義務に関連する意見が、何らかのかたちで個人の目的に関わる意見であるとは言い難い。

しかし、この第四の根拠の提示において言及される意見には、そうした義務に関わる意見以外のものも含まれているように思われる。というのも、この根拠に関する説明の中で「同じようなこと〔すなわち、意見の意味の無理解〕が、おおよそ、古来からの教えとされるすべてについてと言える——すなわち、道徳や宗教のみならず、人生の損得勘定や生活の知恵などについても言える」も論じられているからである（Mill 1859, 250/105頁、[] は筆者の補足）。おそらくは、「ある目的を達成するには、この行為をすべきである」という思慮に関わる意見や、そうした意見の根拠となる諸事実に関する意見においても、人々がそれに従って行動しなくな

るといふ事態が起こりうると、ミルはここで考えているのであろう。

そして、第四の根拠の提示に当たって、本来ある意見が持つはずの、性格や行動への重要な効果の喪失が問題視される時、そこで念頭に置かれている意見とは、諸事実や思慮に関する意見と考えられる。つまり、ここで問題視される事態とは、人々がこのような意見に従って行為せず、それゆえに、自身の目的が達成できなくなるという事態であると言える。そして、この事態と共に、意見の意味の無理解も問題視されるのは、人々がそれに従って行為するつもりがないにもかかわらず、何らかの意見を心中に抱いている場合、それらの意見はその字句のみが記憶されるというかたちで保持されると考えられていることによるものと思われる。

第四の根拠においては、言論の自由がすべての人に保障され、議論が行われるようになるということで、上述の事態の発生は防がれるという見方が示唆されていると言ってよい。しかし、議論により、そうした事態の発生が抑止できるとされているのはなぜか。『自由論』にこの点に関する詳細な説明は存在しないが、思慮や諸事実に関する意見の場合、その理由は次のようなものと推察される。すなわち、ある意見に関し、その真偽が争われる場合、それを真理と考える人が、何らかの目的を設定し、その意見に従うことで期待通りに目的が達成されることを実践してみせるといふことは、それに反対する人を論駁するための有力な方法の一つである。そして、議論が継続する限り、このような試みは数多く行われる。たとえば、ビフィズス菌が健康によいか否かで真偽が争われているとすれば、それを含む食品を摂取する（または、他の人や実験動物に食べてもらう）ということで、その有効性を実証するという試みが多くの人によって行われるであろう。そして、このような試みが行われ、さらに実際に成功するのならば、設定された目的を達成するには、その意見に従って行為することが必要だということも、多くの人々が知るところとなる。また、同じ目的を追求する人の多くは、実際にその意見に従って行為するようになる。以上のような理由により、議論が行われることは、当の議論の対象となる意見に従って行為することの必要性を、多くの人々が認識するということにつながると言える。

逆に、ある真理が議論の対象にならなくなると、このような試みも行われなくなる。そして、その意見に従って行為することの必要性も認識されなくなる。それゆえ、他の人々から教え込まれることで、その字句のみが人々に記憶されることはあるとしても、それに従った行動は行われなくなる。また、このようにして教え込まれる真理は、自身が追求する目的を達成する上で、全く不要なものであるということも起こりうる。

各個人が自分の目的を達成するには、何らかの真理をただ記憶するだけでなく、その中でも、目的の達成に必要なものを取捨選択し、それに従って行為しなければならない。第四の根拠においては、「議論が行われることは、人々が必要な真理に従って行為することで、自己の目的を達成することにつながる」と考えられており、それゆえに、受容されている意見が真であるとしても、それに異を唱える者に、沈黙を強制してはならないと論じられていると言える。それゆえ、この根拠に基づく言論の自由擁護論からも、人間の目的追求を基本的に肯定するというミルの態度を見て取ることができるであろう。

結論

以上で見たように、『自由論』第二章で提示される「言論の自由をすべての人に保障すべきである」という主張の四つの根拠全部から、人間の目的追求を基本的に肯定するというミルの態度を見て取ることができる。また、この点は、同書第三章で「行為全般の自由をすべての人

に保証すべきである」という主張と共通するものである。つまり、どちらの主張も同様にミルのこうした態度に基づくものと言える。したがって、この二つの主張の根拠はミルの言明通り同じであると結論づけられよう。

もちろん、皆に言論の自由を保障したからといって、すべての人が例外なく、自己の目的達成に必要な真理を認識し、それに従って行為するようになるということとはできない。また、「自分の目的は賢明（高貴）である」と言える理由を、皆が提示できるようになるというわけでもない。しかし、その表明の許される意見が著しく限定され、議論が行われなくなっている状況においては、真理を聞くことで自身の意見を修正するということや、議論に参加することで、自己の意見を擁護する能力を獲得するということが難しくなる。それゆえ、このような状況において、多くの人々が自己の目的を達成できなくなるとは言えるだろう。したがって、個人の目的追求を肯定し、それに必須の事柄であるということ根拠に、言論の自由を擁護するというミルの議論は妥当なものとして評価できる。

とは言え、それと同時に、こうしたミルによる言論の自由擁護論で扱われるのは、我々が「言論」と呼ぶ活動のごく一部でしかないという事実も指摘しておく必要がある。すなわち、ミルが擁護するのは、真理と考えられる意見の表明や、意見の真偽を巡る議論といったものに限られているが、現代の論者が「言論の自由」と言う場合の「言論」はより広い活動を指し示している。この点を、現代における言論の自由擁護論者であるウォーバートの議論に従いつつ確認する。彼は「言論／表現 (speech)」という語を、「発話された言論（狭義の「表現 speech」）だけでなく書かれた言論、演劇、映画、ビデオ、写真、漫画、絵画その他広範な表現をカバーする広い意味で用いる」と述べた上で（ウォーバートン 2015, 5頁）、ミルの主張への次のような反論を提示している。

ミルの主張に対する根本的な反論は、それが言明の真偽に不適切なほど拘泥しているというものである。これまで見てきたように、ミルにとって議論が起こるアリーナのモデルは、双方の側の意見が穏健に述べられ、誤謬との衝突から真理が勝利し活性化されて立ち現れる、理想化されたアカデミックなセミナーのようなものである。この拡大的セミナーの利点は、あらゆる問題において真理に接近することであり、そこでは必要とあらば参加者たちは悪魔の代理人役を引き受け、その思想の限界をテストすることを厭わない。しかし人生はセミナーではない。そして問題なのは真理だけではない。言葉や他の表現も重大な帰結を持つのであり、また誰もが学者たちが論争点を議論するように（あるいは彼らがそう主張するように）言葉を用いるわけではない。ミルの洞察は言論の自由を巡る今日の争いにおいて典型的に起きることを捉えてはいない。（同, 37頁）

たしかに、『自由論』第二章だけ見れば、そこで扱われるのは、今現在「言論」と呼ばれる活動のごく一部のみである。おそらく、ミルの中で、真理と考えられる意見の表明や、真理の発見を目的とする議論以外で、今で言うところの「言論」に含まれる活動は、「行為全般の自由」を主題とした同書第三章で扱われるべきものと考えられているのだろう。

『自由論』第二章の議論を読む際には、そこで扱われる活動が、今現在言われる「言論の自由」における「言論」の一部でしかないということに留意する必要がある。そうした点で、ミルによる言論の自由擁護論は、現代の論者にとって不満の残るものであるかもしれない。

しかし、ミルと同様に、個人の目的追求を肯定する論者にとって、彼の議論は依然として一定の意義を有するものであるように思われる。そう言える理由は、真理と考えられる意見の表明や、意見の真偽を巡る議論が、真理、理由を提示する能力、自分に必要な真理に従って行為する習慣といった個人が目的を達成する上で特に必要とされるものを、人々にもたらず活動であるというミルの考えと関わるものである。そして、『自由論』第二章で擁護されるのは、そうした価値をもつ活動である。一方、今現在「言論」と称されるその他の活動に、同じような価値があるとは言えないように思える。そういった点で、ミルと同様に、個人の目的追求を基本的に肯定するという態度から自由を擁護する論者は、真理と考えられる意見の表明や、真理の発見を目的とする議論に、その他の活動以上の価値を認めるべきであるし、人々がよりよく自分の目的を達成できるよう、こうした活動を特に推奨しなければならないだろう。ミルによる言論の自由擁護論の意義は、人間の目的追求を肯定する論者が、とりわけその価値を強調すべき活動を指摘しているという点にあるように思われる。

文献表

- Brink, David. 2014. 'Mill's Moral and Political Philosophy.' In Edward N. Zalta ed., *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2014 Edition) (<http://plato.stanford.edu/archives/fall2014entries/mill-moral-political/>).
- Hayek, F. A. 1960. *The Constitution of Liberty*. London: Routledge & Kegan Paul. [ハイエク (気賀健三・古賀勝次郎訳) 『自由の条件 [I] 自由の価値 (新版)』春秋社、2007年。]
- Mill, John Stuart. 1843. *A System of Logic*. In J. M. Robson, general ed., *Collected Works of John Stuart Mill* (Vols. 1-33). Toronto & London: Toronto University Press & Routledge, 1965-91 (abbr. *CW*), Vol. 7 & 8.
- . 1859. *On Liberty*. In *CW*, Vol. 18, pp. 213-310. [ミル (齊藤悦則訳) 『自由論』光文社、2012年。]
- . 1874. 'Nature.' In *CW*, Vol. 10, pp. 373-402.
- Levi, Albert William. 1959. 'The Value of Freedom: Mill's Liberty (1859-1959).' *Ethics* 70: 37-46.
- Lichtman, Richard. 1963. 'The Surface and Substance of Mill's Defense of Freedom.' *Social Research* 30: 469-494.
- Scarre, Geoffrey. 2007. *Mill's On Liberty*. London & New York: Continuum.
- Skorupski, John. 1989. *John Stuart Mill*. London & New York: Routledge.
- . 2006. *Why Read Mill Today?* London & New York: Routledge.
- ウォーバートン、N (森村進・森村たまき訳) 2015 『「表現の自由」入門』岩波書店。
- 平尾透1992 『功利性原理』法律文化社。
- 山下重一1976 『J. S. ミルの政治思想』木鐸社。
- 米原優2007 「ミルの寛容論——『自由論』における二種類のペナルティについて——」『倫理学年報』56集、95-109頁。
- 2015 「危害原理における「危害」とは何か」『静岡大学教育学部研究報告 (人文・社会・自然科学篇)』65号、29-35頁。
- 2016 「『自由論』における「個性」とは何か」『静岡大学教育学部研究報告 (人文・社会・自然科学篇)』66号、107-119頁。